

研修のねらいについて

東京都障害者虐待防止・権利擁護研修について

1 目的

障害者虐待の問題について障害者福祉施設等管理者及び従事者の理解を深める。

2 受講対象者

- (1) 障害者福祉施設等の管理者
- (2) 障害者福祉施設等に従事者で所属において障害者虐待防止・権利擁護事業の中核を担う方

**本研修の内容を参考に、自施設等で研修を実施
(平成27年3月末までに実施の上、都に報告)**

自施設等で研修を実施する際の留意点

1 研修資料等

東京都福祉保健局ホームページ掲載の資料を活用

(リンク先) 「障害者」の項目 総合支援法、虐待防止法

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/index.html>

2 演習講義及び事例検討

演習講義で紹介した事例等を参考に、自施設の実例等をあてはめて研修を実施



これまでの業務についてふりかえり、日常業務における虐待の芽に「気づく」